

産業建設分科会議録

日時 令和５年３月１４日（火曜日）

午前１０時４５分開会 午後１時５０分閉会

場所 第１委員会室

日程

１ 開会

２ 委員長挨拶

３ 協議・説明事項

付託された議案の審査

（１）議案第１８号 令和５年度土浦市一般会計予算

（２）議案第３２号 令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１５回）

（３）議案第３７号 令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１６回）

４ 閉会

出席委員（７名）

委員長 平石勝司

副委員長 柏村忠志

委員 内田卓男

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 小坂博

欠席委員（１名）

委員 勝田達也

説明のため出席した者（１５名）

副市長 片山 壮二 産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 船沢 一郎 建設部長 渡辺 善弘

都市整備課 福澄 雄祐 都市計画課長 飯泉 貴史

商工観光課長 沼尻 健 建築指導課長 櫻井 良哉

農林水産課長	黒須	清一	住宅営繕課長	三浦	誠
道路管理課長	浅岡	武徳	道路建設課長	草間	正志
下水道課長	滝田	昌暁	水道課長	和田	利昭
農業委員会事務局長	坂本	直親			

傍聴者 0 名

事務局職員出席者 松本裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設分科会を開催いたします。令和 5 年度予算関係となります。議案書の資料からお戻りいただき、資料は議案第 18 号から第 24 号、令和 5 年度土浦市予算書をお開きください。議案 18 号令和 5 年度土浦市一般会計予算について、執行部より説明願います。ここからは、分科会としての審査となります。都度、指名をいたしませんので、つづけて説明願います。はじめに、第 5 款、第 6 款までをお願いします。

○坂本農業委員会事務局長 129 ページをお願いします。第 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費について御説明いたします。農業委員会の歳出は、節の区分にあるように 1 節報酬から 18 節負担金補助及び交付金までとなっており、総額 7 億 5 0 3 万 1, 0 0 0 円です。歳出内訳としまして、右側の説明欄になります。予算額については記載のとおりですので、割愛させていただきます。白丸の一番上職員人件費と次の白丸の農業委員会運営事業は、事務局人件費、農業委員 12 名、推進委員 10 名の報酬など、農業委員会を運営していく基礎的経費に充てる事業となります。農業者年金受託業務事業は、独立行政法人農業者年金基金から受託している年金業務としての経費になります。その下の機構集積支援事業ですが、これは市内全農地を現況調査するための必要経費を予算化しております。以上となります。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。同じく 129 ページの一番下。2 目農業総務費をお願いいたします。2 節給料から 4 節共済費までについては、職員人件費として 20 人分でございます。27 節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金となります。次のページをお願いします。3 目農業振興費でございます。各事業の一節から 11 節までは、会計年度職員報酬や土浦ブランド関係の推進協議会報酬、県外でのイベント参加の旅費、

販売会に必要な衛生手数料、P R 物品の購入や日本一のれんこん産地推進事業などに伴う広告料などです。12節から26節については、主な事業のものについて御説明いたします。はじめに、農業振興関係事業の中、18節負担金補助及び交付金のうち、負担金は、年の県や市町村の広域的にれんこんや茨城県の特産品の振興や新規農業者支援などに取り組む協議会等に対する農業振興関係事業の負担金です。つづきまして、補助金は、例年どおりですが二項目の農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物被害防止のために、農協が主体となって、いのしし等の捕獲活動を行うことへの助成です。つぎに、農業センター管理運営事業の12節委託料は農業センターの管理運営のための指定管理料の委託料です。次のページの18節負担金補助及び交付金のうち、補助金は、農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策補助金は、新規就農者に対する就農支援であり、経営継承・発展等支援事業補助金は、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し、発展させる取組を支援するものです。交付金の機構集積協力金は、茨城県農地中間管理機構への農地貸付者に対する支援金で、次のリーディングプレイヤー事業の農地貸付協力金は、異業種企業や所得向上を目指す農業経営体への農地集積に意欲的な重点支援地区において、企業等へ農地を貸付けた地権者に対し交付するものです。つづきまして、132ページをお願いします。4目水田農業構造改革対策費は、米の生産調整推進のための経費が主なもので事業費は例年どおりの計上でございます。つぎに、農業近代化対策費の貸付金は、農協を通して行う優良種苗導入のための花き農家への資金貸付事業でございます。つぎに、6目畜産業費の補助金は、豚の伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業に対する補助金です。つぎに、7目農地費は主な事業について、御説明させていただきます。土地改良区等指導育成事業の負担金は、土地改良事業が円滑に推進できるよう、各土地改良区への負担金や国、県の事業に対する負担金の計上です。下から4項目、霞ヶ浦用水事業負担金は、茨城県西県南にまたがる13市町に霞ヶ浦から農業用水を供給している事業に対し、13市町が受益面積割で、事業費を負担しているものです。次のページをお願いします。新治地区湛水防除施設管理運営協議会負担金は、田宮地区から上坂田地区にかけての水田地帯の湛水被害を防止することを目的に、設立された協議会への負担金です。つぎに、補助金の揚水機運営補助金・土地改良事業補助金は、土地改良区のパイプラインや井戸などの更新事業に対する補助

金です。つぎに、多面的機能支払交付金事業の交付金は、農地の排水路の泥上げや草刈りなどの維持や、農道、排水路の整備などの長寿命化等に取り組む地域農業者等の団体に対し、農地面積に応じた交付金を支払う交付金です。つぎに、畑地帯総合整備事業（虫掛地区）とかんがい排水事業（木田余地区）の負担金は、県が主体で進める事業に係る市負担金であります。一般地帯土地改良事業、10節需用費の中、修繕料は農林水産課で管理する排水路、ため池、農道などの修繕費用です。12節委託料の一番下、かんがい排水及び農道整備測量委託料は、新年度実施予定のかんがい排水・農道整備の実施設計・測量委託等であります。14節工事請負費は、今年度予定しております、農道整備8地区排水路整備2地区の工事費となっております。次のページをお願いします。一つおきまして、水利施設整備事業（上備前川排水機場地区）から、次の農業用河川工作物応急対せき策事業（桜川樋門地区）、その次の農業用河川工作物応急対策事業（沢辺堰地区）までの負担金は、それぞれ県が主体で進める事業に係る市負担金であります。つづきまして、2項林業費1目林業振興費は、国の森林環境譲与税を活用した事業、小学校に設置された緑の少年隊の活動事業などを実施しております。12節委託料の森林整備委託料は、森林環境譲与税を活用した事業で、土石流などの災害の危険があり、森林の伐採や下草狩りなどの整備を行うものです。また、新たなエリアについて整備を進めるための現地調査も行います。次のページ補助金の2項目平地林里山林整備補助金は、森林環境譲与税を活用し、民有林等において実施する森林整備についてその経費の一部を補助するものです。つぎに3項水産業費、1目水産業振興費は、水産振興のため、水産資源の増大と水産物の消費拡大事業などを行っているもので、事業費は例年通りの計上でございます。農林水産課は以上です。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。つづきまして、6款商工費について、御説明いたします。予算書の137ページをお願いいたします。1目商工総務費は、職員人件費、2目商工業振興費は、主要な高額な部分、御説明いたします。まず、商工業振興育成事業ですが、12節の委託料は、勤労者総合福祉センター（ワークヒル）の指定管理料、それから18節の負担金補助及び交付金の補助金は、自治振興金融に関係する、保証料や、利子補給金などがございます。20節の貸付金は、中小企業の金利負担軽減を目的とした、市内銀行7行への預託金でございます。つぎに、土浦商工会議所及び新

治商工会事業補助事業は、昨年度と同額を計上させていただいております。その下の土浦市勤労者総合福祉センター整備事業は、外壁の補修工事でございます。平成9年4月に開館して、26年が経過しておりますが、昨年1月に外壁調査を実施したところ、タイルの浮きや剥がれ、クラックなどが見つかりましたので、利用者の安全確保のため、補修工事を行うものでございます。138ページをご覧ください。2段目、企業誘致事業、18節の補助金ですが、補助金が2種類ありまして、企業誘致奨励金は、市内に工場等の新設、増設する企業に対しまして、3年間、固定資産税等相当額を奨励金として交付するもので、令和5年度は、プリマハムなど3社に交付予定となっております。二つ目の企業立地促進補助金は、市内において1ヘクタール以上の敷地に立地する企業又は既存の施設を0.5ヘクタール以上増設する企業に対して、補助対象経費の10ヘクタール、新設の場合は上限が1億円、増設は5,000万円となっております。その下、4つ飛ばしまして、食のまちづくり事業です。こちらは、カレーフェスティバルへの補助金でございます。その下の土浦市中心市街地開業支援事業は、中心市街地への新規開業者に対して、家賃や改装費を補助するもので、家賃の半分、10万円を上限に1年間、改装費は50万円を上限としております。つづきまして、4目勤労青少年ホーム運営費ですが、ページは139ページに移ります。需用費、委託料、使用料は、定例的な、施設の維持管理に係る費用でございます。つづきまして、5目観光費の観光事業です。12節の委託料は、まちかど蔵や小町の館の指定管理料のほか、観光帆引き船の操業委託料などがございます。土浦市観光基本計画推進事業は、平成30年度に策定した観光基本計画の中間見直しを行うための基本計画策定委託料でございます。その下は、桜まつりへの補助金や土浦キララまつりの補助金、ウィンターフェスティバルの補助金、霞ヶ浦観光にぎわい事業は、水郷公園イルミネーションへの補助金となっております。山車小屋管理事業は、川口1丁目、中央出張所跡地にございます、市民山車を格納しております、山車小屋に係る費用でございます。現在は、山車小屋の部分以外は更地になっておりまして、今後、市民山車を出し入れする際に、通路となる部分の地面の補強が必要となりますので、舗装工事を行うものでございます。水郷筑波サイクリング事業は、民間事業者が主体となって実施する、各種サイクリイベントへの委託料のほか、17節の備品購入費は、観光協会のレンタサイクル用自転車を、新しく10台、購

入するものでございます。ジオパーク推進事業につきましては、141ページにまたがりますが、パンフレットの印刷製本費や、筑波山地域の6市で構成するジオパーク推進協議会への負担金等でございます。6目花火大会費は、開催事業費への補助金でございます。第92回大会への運営補助金と下の花火広報事業は、令和5年の10月に、秋田県大仙市で行われる予定の大曲の花火秋の章での打上げを計画しております。昨年、経済産業省、大仙市と連携しまして、土浦新港において、大曲の花火との合同打上げ行いましたが、今回は、全国から毎年70万人以上の観客が集まる大曲の地で、土浦の名前を大々的に宣伝する、絶好の機会だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。商工観光課の説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ここまでで御質問、御意見等ありますか。

○寺内委員 国民宿舎水郷は、なくなっちゃっているんだから、指定管理の名前を変えたほうがいいと思う。

○柳澤委員 亀城モールの件はどうなったか。

○沼尻商工観光課長 具体的な内容が固まるまで報告を控えておりまして、御報告ができず申し訳ありません。亀城モールの件は、骨董市の関係者と現場のほうに出向き、模索しているところです。亀城モールのスペースでは、車を取り入れて、車の前でやるのがいいのかなということでございます。この関係者の子がJCに所属しているということで、若い方の意見も取り入れようと協議の場を設ける予定です。具体的な内容が固まらず、報告が遅れてしまい申し訳ございません。今後も、まちのにぎわい創出のため、努力してまいります。

○柳澤委員 その件は、分かりました。朝市の件では、魚がないと寂しいよね。市場に聴いてみたところ、日曜なら出せるよという話なんだよね。参考にしてください。

○平石委員長 それでは、つづいて第7款からお願いします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、7款土木費について御説明いたします。143ページをお願いいたします。1項土木管理費、1目土木総務費でございます。説明欄の丸印の一つ目、職員人件費につきましては住宅営繕課及び道路管理課の一部の職員の人件費となります。つぎに丸印の二つ目、土木総務事業の12節委託料は、工事の設計の際に使

用するデジタル複合機の保守管理委託料でございます。１３節使用料及び賃借料は、公共工事の設計の際に使用する、営繕単価の権利使用料等の計上でございます。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。ひきつづき、御説明いたします。２目地籍調査費でございます。ページ右側の説明欄、地籍調査事業をお願いいたします。地籍調査は、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について、測量などの調査を行う事業でございます。その成果品につきましては、国や県の認証を得たのち、法務局に備え付けられることとなります。主な節について、御説明いたします。１節の報酬は、地籍調査における現地調査協力委員及び非常勤職員の報酬でございます。１２節委託料の上から２項目目の地籍測量委託料は、烏山地区の現地調査において一筆ごとの地籍測量などを実施する測量経費でございます。つづきまして、２項道路橋梁費の１目、道路橋梁総務費でございます。ページ右側の説明欄、道路橋梁管理事業をお願いいたします。こちらは、道路や橋梁の管理に係る一般経費並びに道路整備に関連します各協議会への負担金などでございます。主な節について御説明いたします。１ページおめくりいただき、１４４ページをお願いいたします。１２節委託料の上から２項目目、道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等に伴い、道路幅員や道路形状に変更があったものや、民間の開発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際に、その道路情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加・修正等を行うための経費でございます。つづきまして、道路橋梁建設管理事業及びその下の道路愛護ボランティア支援制度事業につきましては、経常的な経費でございますので、説明は割愛させていただきます。つづきまして、道路管理瑕疵訴訟に係る訴訟代理人委任事業をお願いいたします。こちらの事業につきましては、令和２年２月に発生した乙戸地内の本市で管理している土地に設置していた柵に、自転車で走行中に激突しケガをした事故の訴訟に係る弁護士費用と損害賠償金の計上でございます。訴訟が結審していませんので限度額を計上しております。１ページおめくりいただき、１４５ページをお願いいたします。ページ右側の説明欄、狹隘道路拡幅整備促進事業をお願いいたします。こちらは、未改良道路などにおきまして、後退用地の取得費用や分筆した上、所有権を市に移転するための登記料でございます。つづきまして、急傾斜地崩壊対策事業をお願いいたします。１８節負担金補

助及び交付金の下から２項目、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、令和２年度より工事を進めております東真鍋町地区の土浦第二中学校南側斜面における来年度分の補強工事の負担金等でございます。１目の道路橋梁総務費につきましては、以上でございます。つづきまして、２目道路維持費でございます。ページ右側の説明欄、道路維持補修事業をお願いいたします。こちらは、市道の清掃、舗装修繕など維持管理に係る経費でございます。主な節について、御説明いたします。１２節委託料は、説明欄にありますとおり、街路樹剪定などの管理、側溝や道路の清掃、草刈などの委託を実施するものでございます。１４節工事請負費は、排水施設などの補修や道路の舗装を行う一般補修工事及び舗装打換工事でございます。つづきまして、説明欄を一つ飛びまして、道路ストック修繕事業をお願いいたします。こちらは、道路舗装の長寿命化計画を策定する委託料や、国の交付金を活用し、舗装の劣化した一定区間を舗装し直す舗装打換工事を実施するものでございます。つづきまして、説明欄を一つ飛びまして、橋梁定期点検事業でございます。１ページおめくりいただき、１４６ページをお願いいたします。１２節委託料の橋梁定期点検委託料は、５年に一度の頻度で点検を行うことが義務付けられていることに伴い、年次計画により進めているものでございます。つづきまして、橋梁耐震対策・長寿命化修繕業をお願いいたします。こちらは、地震による橋の落下を防止するとともに、劣化箇所の補修など、予防修繕によって長寿命化を図るため計画的に進めている事業でございます。主な節について、御説明いたします。１２節、委託料の耐震・長寿命化詳細設計委託料は、橋梁の耐震・長寿命化を図るための設計委託でございます。その下の橋梁架替工事委託料は、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる、常磐線３号橋、通称２番橋の架替え工事につきまして、令和３年度から令和７年度までの５か年をかけましてＪＲ水戸支社への委託工事として進めているものでございます。１４節工事請負費の耐震・長寿命化工事費は、詳細設計の完了した橋梁につきまして、国の補助金を活用し、計画的に工事を進めていくものでございます。道路管理課は以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたします。３目、道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償等の費用でございます。ページ右側の説明欄、道路新設改良事業をお願い

いたします。主な節について、御説明いたします。１２節委託料は、道路拡幅用地の買収に必要となります、境界確認などの測量調査や、用地測量及び道路の設計業務を委託するものでございます。１４節、工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事及び交通安全施設工事を実施するものでございます。１６節、公有財産購入費は、拡幅改良工事に先立ち実施する用地取得費でございます。２１節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に先立ち実施する支障物件の補償金でございます。補償金は、拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となる電柱や水道・ガス管といった地下埋設物の移設に要する費用でございます。つづきまして、道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）でございます。こちらは、土浦市バリアフリー特定事業計画に定められている路線において、先ほど御説明しました道路新設改良事業を行う際、こちらの事業に位置付けすることとなっております。２項道路橋梁費につきましては、以上でございます。１ページおめくりいただき、１４７ページをお願いいたします。つづきまして、３項河川費の１目、河川総務費でございます。河川総務費は、茨城県から管理委託を受けております備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されている、排水機場の管理経費並びに、河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。ページ右側の説明欄、河川管理事業を飛ばしていただきまして、備前川排水機場維持管理事業をお願いいたします。主な節について、御説明いたします。１２節委託料の上から２項目目、ポンプ場緊急時運転管理委託料は、大雨等により河川が増水した場合のポンプ稼働のための運転経費でございます。また、上から３番目のポンプ保守点検委託料は、備前川排水機場内に設置されておりますポンプ施設の点検費用でございます。つづきまして、新川排水機場維持管理事業をお願いいたします。こちらにつきましては、先ほど御説明しました備前川排水機場維持管理事業と同じ予算の構成となっておりますので、説明は割愛させていただきます。道路建設課は、以上でございます。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。１４８ページをお願いいたします。２目排水路維持費は、都市下水路や雨水調整池の清掃及び修繕などの維持管理経費のほか、排水施設の老朽化などに伴い更新工事を行うものでございます。３目排水路整備事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備工事に要する経費でございます。主な事業内容でございますが、１４節の工事請

負費は、防衛省の補助金を活用いたしました西根・竹の入都市下水路の整備を継続するものでございます。下水道課は、以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、4項都市計画費1目都市計画総務費につきまして、主な歳出の説明をさせていただきます。149ページをお願いいたします。都市計画一般事業につきましては、都市計画事業に係る経常的な経費や委託料等となっております。10節需用費のうち、印刷製本費につきましては、都市計画図の印刷費用となっております。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、茨城県都市計画協会を始め、11団体への負担金となっております。つづきまして、地域公共交通確保維持改善事業につきましては、土浦市地域公共交通計画に基づき、各種事業を推進するものでございます。18節負担金補助及び交付金のうち負担金についてでございますが、主に新規路線を含むつちまるバス3路線分の運行費用等となっております地域公共交通活性化協議会負担金を始め、つちうらM a a S推進協議会負担金等となっております。同じく、18節負担金補助及び交付金のうち補助金についてでございますが、三つ目の一番下でございます三輪自転車購入補助金につきましては、地域公共交通計画に位置付けております交通弱者支援の取組の一環といたしまして、三輪自転車の購入補助を行うものでございます。150ページをお願いいたします。一番上の地域地区等調査事業につきましては、都市計画の定期的な見直しを実施するに当たり、本市における土地利用の現況等を踏まえ、用途地域の見直しなどの検討を行うものでございます。1節の都市計画審議会委員への報酬を始め、地域地区等調査委託料等となっております。つづきまして、三つ目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、7節のまちづくりファンド運営委員会委員への報償費を始め、市民団体が取り組むハード整備、及び歴史的な景観の形成に寄与する建物の修景整備等に対する補助金となっております。つづきまして、上から六つ目の都市計画マスタープラン策定（見直し）事業及びその次の立地適正化計画策定（見直し）事業につきましては、先日の産業建設委員会におきまして、中間報告をさせていただきましたとおり、計画期間の中間年又は5年毎の見直しの時期となりましたことから、本年度と来年度の2か年で、社会経済情勢等の変化に対応した都市づくりの基本方針等を策定するものでございます。1節の都市計画審議会委員への報酬を始め、計画策定（見直し）に要する委託料等となっております。

つづきまして、自転車ネットワーク整備事業につきましては、安心・安全な自転車ネットワークの構築を目指し、策定をいたしました自転車ネットワーク計画に基づき、各種施策を実施するものでございます。１５１ページをお願いいたします。１２節委託料につきましては、市内観光ルートを巡る自転車ネットワークの矢羽根配置設計委託となっております。１４節工事請負費につきましては、ナショナルサイクルルートに指定されておりますつくば霞ヶ浦りんりんロードにおける本市域内の案内板や路面標示等の費用となっております。つづきまして、スマートインターチェンジ整備事業につきましては、地域生活の充実や地域経済活性化を図るため、整備に向けた検討を行うものでございます。１２節委託料につきましては、国の準備段階調査箇所選定に向け、国やネクスコ等の関係機関と協議を実施しながら検討を進めるものとなっております。つづきまして、歴史的風致維持向上計画推進事業につきましては、歴史的風致維持向上計画を策定し、国からの支援等を活用しながら、本市の貴重な資源である歴史的な風致の維持及び向上を図るものでございます。７節の法定協議会委員への報償費を始め、計画策定に要する委託料等となっております。二つ飛びまして、公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び、その下にございます下水道事業特別会計繰出金につきましては、それぞれの事業に対する繰出金となっております。都市計画課からの説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。つづきまして、同じページの下段の表から説明いたします。２目都市設管理費は、土浦駅・荒川沖駅・神立駅の広場・自由通路、うらら広場、モール５０５などの都市施設の維持管理に要する経費です。主な歳出について、説明させていただきます。１２節委託料は、各施設の清掃、エレベーター、エスカレーターの保守点検等の管理委託料でございます。資料１５２ページをお願いします。交通量調査委託料は、荒川沖駅の交通量を計測するものです。橋梁長寿命化修繕計画更新委託料は、ペデストリアンデッキなど都市施設の修繕計画を策定するものです。１３節使用料及び賃借料の説明欄にございますＬＥＤ照明器具借上料につきましては、モール５０５及び荒川沖駅西口広場に設置しておりますＬＥＤ照明器具のリース料となります。１４節工事請負費の説明欄、荒川沖駅東口エレベーター改修工事は、既存不適格物件の改修工事です。私からの説明は、以上です。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。同じく152ページをお願いします。3目建築指導費でございます。こちらは建築指導課全般に係る経費となります。建築指導事業の1節報酬は、建築確認全般にわたる書類及び台帳等の整理業務を行う会計年度任用職員1名分の報酬と、建築審査会を3回開催した場合の建築審査会の委員報酬であります。12節委託料の建築基準法補助業務等委託料は、接道・日影などの集団規定等に関する対応など窓口での事務等の委託であります。18節負担金補助及び交付金のうち補助金の住宅等災害復旧資金利子補給金は、東日本大震災により被害を受けた住宅等の復旧資金を金融機関から借入れを行った方の住宅等災害復旧資金利子補給であります。153ページをお願いします。説明欄に記載の主な事業について説明させていただきます。二つ目の建築物耐震化推進事業の既存建築物の耐震診断委託は、昭和56年以前の旧耐震基準で建築した木造住宅に対する耐震診断士派遣であり、棟数が9棟分の耐震診断を予定している委託料であります。負担金補助及び交付金の補助金で、既存建築物耐震改修費補助は、平成17年から実施している木造住宅耐震診断を行った建築物で、耐震基準を満たさない建築物の耐震補強工事を行う場合の改修補助金で1棟分を予定しております。また、避難路沿道建築物耐震診断補助は、新規のもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律において、緊急輸送道路を半分以上塞いでしまう恐れのある避難路沿道建築物の所有者に対し、令和7年3月までに耐震診断を行い、特定行政庁への報告が義務付けられており、市内には緊急輸送道路を半分以上塞いでしまう恐れのある建築物は1棟あり、法律では耐震診断のために費用負担をしなければならないため、当該建築物に対する耐震診断のための補助金となります。ブロック塀等安全対策費補助金は、令和2年度から始めた事業で、通学路、避難路等の沿道に面する危険ブロック塀撤去の補助金で8件分を予定しております。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。4目土地区画整理費の主な事業につきまして、説明させていただきます。神立駅西口地区土地区画整理事業から説明いたします。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、現在、整備を進めております神立駅西口土地区画整理事業の事業費、事務費などに対する負担金でございます。つづきまして、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業です。12節委託料の説明欄、インターチェンジ周辺地区事業化検討調査委託料につきましては、桜土浦インターチェンジ周

辺地区での、区画整理を事業化していくに当たり、これまでの調査結果を基に、候補地の詳細測量や施行地区の確定に向けた調査設計等を行う委託料でございます。私からの説明は以上となります。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたします。5 目常名虫掛線街路事業費でございます。こちらは西並木町地内から虫掛新田地内の都市計画道路で、市道区間につきましては、令和2年度に暫定形で供用しております。現在、未整備区間の県道部分、延長565メートルの区間におきまして市道への移管を前提に市道認定を行い、道路詳細設計や流末排水路の修正設計を進めておりますが、繰越見込みであることから、来年度は、ページ右側の説明欄にありますとおり、草刈や付帯工事の予算のみの計上となっております。1 ページおめくりいただき、154 ページをお願いいたします。6 目の田村沖宿線延伸道路整備事業費でございます。こちらは、国道354号、おおつ野団地入口交差点からかすみがうら市へと至る幹線道路で、このうち、Ⅰ期事業区間の国道354号から神立東一丁目までにつきましては、令和2年3月までに供用しており、現在、残るⅡ期事業区間について、年次計画により進めているものでございます。ページ右側の説明欄をお願いいたします。主な節について、御説明いたします。14 節の工事請負費の1 番目の田村沖宿線延伸道路改良工事費は、買収が完了した土地における、一部区間におきまして、改良工事を実施するものでございます。16 節、公有財産購入費は、主にかすみがうら市の区域における道路用地を取得するための費用、21 節の補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する支障物件の補償金でございます。つづきまして、7 目の荒川沖木田余線街路事業費でございます。こちらは、川口二丁目の県道土浦港線、茨城県の事業区間終点部から国道354号、木田余跨線橋東交差点までの区間を、4 車線に拡幅整備するものでございます。ページ右側の説明欄、荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業は、このうち、湖北二丁目の流域下水道事務所前交差点から国道354号までの事業区間となっております。主な節について、御説明いたします。14 節、工事請負費は、流域下水道前交差点の周辺における仮設ガードレール設置など、付帯工事に要する費用でございます。つづきまして、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業をお願いいたします。こちらは、川口二丁目の県道土浦港線、茨城県の事業区間終点部から湖北二丁目の流域下水道事務所前交差点までの事業区間となっております。主な節について、

御説明いたします。１１節役務費は、物件補償調査を行うための費用及び買収する土地の単価を設定するための不動産鑑定でございます。１６節の公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、２１節補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する支障物件の補償金でございます。つづきまして、８目木田余神立線街路事業費でございます。こちらは、都市計画道路中貫白鳥線の神立公園北側の丁字路から神立病院の東側を通り、かすみがうら市へと至る未整備区間を整備するものでございます。ページ右側の説明欄をお願いいたします。主な節について、御説明いたします。１１節、役務費は、説明欄にありますとおり、不動産鑑定のほか、物件補償調査を行うための費用でございます。１４節、工事請負費は、これまで買収してきた箇所におきまして、一部、道路改良工事に着手するための費用でございます。１６節の公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、２１節、補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する、支障物件の補償金でございます。道路建設課は以上でございます。

○**福澄都市整備課長** 都市整備課です。つづきまして、９目公園費を説明いたします。都市公園等管理運営事業については、市内の２８１か所の公園の維持管理に要する経費でございます。主な歳出は１２節委託料で、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採・剪定等の管理委託及び乙戸沼水生植物園の花菖蒲の管理、植栽委託の経費でございます。つづきまして、都市公園長寿命化事業について説明いたします。１２節委託料は亀城公園遊具等更新設計委託料となっており、亀城公園の遊具更新に着手いたします。１４節工事請負費については乙戸沼公園遊具等更新工事費が主なものとなっております。つぎに、１０目霞ヶ浦総合公園整備事業費です。主な歳出について説明させていただきます。１２節委託料は、霞ヶ浦総合公園内の清掃、除草等の日常管理、草花の植栽業務及び、テニスコートの指定管理料でございます。霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査委託料につきましては、キャンプ場を含めたアウトドアアクティビティ等の需要や運営についての検討や公園の役割分担等を検討調査するものです。つづきまして、１１目総合公園建設費です。１２節委託料は、常名運動公園、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。つづきまして、１３目開発費の主な歳出につきまして、説明をさせていただきます。１５７ページをお願いします。２段目の中心市街地活性化基本計画管理運営事業については、１２節委託料

にございます、中心市街地活性化基本計画委託料は令和５年度で２期計画が期間満了となることから、令和６年度からの３基計画の認定を目指し、ひきつづき中活に取り組んでまいりたいと考えております。まちなか定住促進支援事業については、賃貸、転用、購入の三種類の補助金でございます。土浦港周辺広域交流拠点管理運営事業についてはりんりんポート運営に係る事業で１２節委託料サイン製作委託料については、屋上に施設のサインを作ることで、SNSのために記念撮影等をしやすいように設置するものです。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業公募に向けた報償費を計上させていただき、サウンディング調査の再開を目指します。中心市街地まちなか再生事業は、１２節委託料に中心市街地まちなか再生コーディネート委託料で、中心市街地活性化計画の、趣・おもてなしゾーンに位置しております、中央地区において、都市機能の向上に繋がる周辺環境調査や、当該地区の活性化に繋がる事業について、子育て支援施設等を核として、スーパーなどの複合施設を想定しており、官民連携により、市街地エリアの価値向上のために、構想案を作成するものでございます。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。ひきつづき、１５８ページの下段をお願いいたします。５項住宅費、１目住宅管理費について御説明いたします。説明欄丸印の二つ目、公営住宅管理運営事業につきましては、市営住宅１５団地、１，２００戸の管理運営に係る経常的な経費となります。１０節需用費のうち、修繕料は、市営住宅等の修繕に係る経費でございます。つづきまして、１５９ページをお願いいたします。一番上の１２節委託料につきましては、受水槽・高架水槽清掃委託、草刈・植木剪定、３年に一度の定期点検など、市営住宅の維持管理に関する、委託業務が主なものとなります。つづきまして、１３節使用料及び賃借料でございますが、一部の市営住宅の敷地が借地となっているため、敷地所有者へ借地料を支出するものでございます。１４節工事請負費につきましては、市営住宅等の維持管理のための工事となります。つづきまして、その下の丸印の一つ目板谷住宅維持管理事業について、御説明いたします。若松町にあります、空き家となった板谷第２住宅２棟、１２戸につきまして、解体を行うものでございます。この建物につきましては、昭和３６年に建築した簡易耐火２階建ての建物でございまして、老朽化が著しいことから、解体を行うものでございます。つづきま

して、丸印の二つ目住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、御説明いたします。住生活基本計画につきましては、市民の住生活の安定確保と、向上の促進を図るため、住生活基本法に基づき策定するものでございます。また、公営住宅等長寿命化計画につきましても、この住生活基本計画が上位計画に当たることから、整合性を図るため、併せて見直しを行うものでございます。５年度、６年度の２か年での策定を予定しております。つづきまして、丸印の一番下になります、住宅リフォーム助成事業をお願いいたします。この事業につきましては、近年、受付開始日から申請が集中し、年々受付期間が短くなっております。今年度につきましては、実質１日で受付が終了してしまう等、申請が集中いたしまして、混雑や長時間の待ち時間が発生し、また開始日当日に申請ができない方は助成が受けられない等、課題が生じておりました。そのことから、申請方法を先着順から抽選方式に変更し、申請者の利便性及び公平性の向上を図りたいと考えております。その他については、例年のとおりで実施いたします。次のページをお願いいたします。説明欄にあります丸印のついた３事業につきましては、全て市営住宅の長寿命化に係る事業でございます。都和テラス住宅につきましては、今年度からの継続となりますが、１３号棟から２２号棟までの計１０棟の外壁塗装改修工事を行うものでございます。神立住宅につきましては、６年度に予定しております給水管改修工事に先立ち、事前に石綿含有調査を実施するものでございます。中村住宅につきましては、全２棟７９戸の給水管改修工事を行うものでございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。少しページが飛びまして２０３ページをお願いします。１１款災害復旧費、１項産業関係災害復旧費、１目農業施設災害復旧費については、継続事業であります。平成３０年度台風２４号及び令和元年台風１５号１９号による農業施設等の復旧に要する災害復旧対策事業で１８節担金及び交付金の補助金の農協系統農業災害資金利子補給金につきましては、農協の災害復旧の融資を受けて、農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために０．５ヘクタールの利子を県と市で折半し利子助成を行うものです。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。２１３ページの上から２段目、風車周辺花壇設置及び管理委託料につきましては、当委託業務は、霞ヶ浦総合

公園の風車周辺に、四季折々の草花を咲かせるなど、年間を通して委託する業務であることから、受託者に準備期間を与え、4月の年度当初からスムーズに着手可能にするため、債務負担行為の設定の承認をお願いするものです。説明は、以上です。よろしくお願いします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、同じく第3表債務負担行為のうち下から3番目につきましては、先ほど御説明した住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業の委託料でございます。これらの計画は、いずれも2か年での計画策定を予定しておりますことから、それぞれ令和6年度を期間といたします債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

○平石委員長ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 谷津田で市街化調整区域になっているところが各地にあって、私の家の近くにもあるのです。実際、農作放棄されていて木が立っている。そういうところも、脇にライフラインは通っている。そういう谷津田の両側は市街化になっている。こういうところが土浦全域にあると思うんだ。土浦には優良宅地が少ないんですよ。だから、そういう見直しをしないといけないと、取り残されてしまいます。私はよくこの話をしますけれども、つくば、牛久に人が流れてしまう。これを、都市計画の中できっちり整理する必要があると思う。私の意見だけでも、答弁を頂けるなら、頂きたい。

○船沢都市政策部長 市街地の中に谷津田など市街化調整区域が入っている場合、インフラが整っているので、最終的には人口増というお話かと存じます。都市計画には、定期見直しがあり、現在は現況を調査しております。その中で、ポテンシャルのある場所、可能性のある場所について定期見直しを行ってまいりたいと考えております。

○内田委員 今、インフラという話があったけれども、ライフラインを整備すれば優良な宅地になる場所もあります。ライフラインがあるにもかかわらず、私の家の北側もそうだが、そういった耕作放棄されているようなところがあるのよ。そういったことをすれば、税収が上がるということなんですよ。皆さんは規制することを考えるけれども、税金を増やすことを考えなくては駄目なんだよ。税収が新たに増えることを考えていかないと、近隣の市も大規模開発をしているし、先手を打っていかないと、馬鹿だって言われちゃうから、言われないようにがんばってほしい。

○平石委員長 私からも２点、よろしいでしょうか。１５６ページの霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査委託料についての考え方を教えてください。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。具体的には、アウトドアアクティビティの運営には民間事業者の協力が不可欠と考えております。民間事業者へのサウンディングを進めていきたいと考えております。

○平石委員長 そうですか。それでは、調査の結果はいつまでにまとめることを考えていますか。

○福澄都市整備課長 こちらの考え方をまとめてから、サウンディングに入ることとなりますのが、現時点では、時期の調整はできておりません。

○平石委員長 これから考え方の整理をして、それからということになるかと思えますけれども、何年もかけてしまうとアウトドアブームの機会損失につながりかねないと思いますので、是非、スピード感をもって進めていただきたいと思います。

○福澄都市整備課長 はい、サウンディングは今年度行ってまいりますので、今年度は時間をいただきたいと思います。

○平石委員長 分かりました。スピード感をもって進めてくださるようお願いします。

○内田委員 実は、先ほど請願の審査をして、管理運営の条件を付けて採択となったところですが、今の調査の中にドッグランの想定はありますか。

○福澄都市整備課長 はい、ドッグランも含めて考えていきたいと思えます。

○平石委員長 もう１点、要望です。昨日、都和テラス住宅の方からお話を伺いました。御高齢の方で、家の中で倒れてしまっていたそうです。それを、その方と約束をしていた近所の方が窓から発見して、鍵もかかっていたことから、保証人に連絡を取っていただくよう住宅営繕課に電話をしたところ、個人情報の観点から教えてもらえなかったとのことでした。個人情報の保護は大事ですが、命を守るということのほうが大事だと思います。柔軟な対応や、市職員が直行するであるとか、救急車と連携を取るとか、迅速な対応をお願いしたいと思います。市営板谷住宅では、高齢者の方が亡くなっていて、数日後に近所の方が気が付いたといったことも先日伺いました。一人暮らしの高齢者が増えていますので、そういった対応をしっかりといただきたいと思います。いかがでしょうか。

○三浦住宅営繕課長 御意見ありがとうございます。都和テラスの件につきましては、職員が保証人に連絡を取ったり、現地に向かうということを行いました。個人情報ではありますが、命が大事ですので、検討してまいりたいと思います。西板谷団地でお亡くなりになられた方もいらっしゃいましたことについては、管理人も含めながら検討させていただきたいと思います。以上です。

○平石委員長 分かりました。都和テラス住宅に職員が向かったことは聞いていましたが、冬の寒い中で、時間が経っていたということですので、マニュアルなど、職員の方も対応を共有して対応に当たっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。それでは、暫時休憩とします。

(午前 11 時 50 分休憩)

(午後 1 時 32 分再開)

○平石委員長 つづいて、追加議案となります。サイドブックスの資料は、議案第 32 号から第 37 号をお開きください。議案第 32 号令和 4 年度土浦市一般会計補正予算（第 15 回）について、執行部から説明をお願いします。都度の指名を行いませんので、順次、御説明ください。

○坂本農業委員会事務局長 農業委員会です。34 ページをお願いします。5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費につきましては、農林水産省の交付金要綱が一部改正されたことによる報酬の歳出減額となります。説明は以上となります。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。市議会定例会追加議案書をお願いします。令和 4 年度一般会計補正予算（第 15 回）について、御説明いたしますので、34 ページをお願いします。同じく次の 3 目農業振興費は節報償費から 1 枚めくっていただき、35 ページの 18 節負担金補助及び交付金の説明欄にございます補助金の 4 項目及び交付金の 2 項目は、全て事業費の確定により、減額補正をお願いするものです。35 ページをお願いいたします。つぎに、4 目水田農業構造改革対策費、18 節負担金補助及び交付金の補助金で、経営所得安定対策推進事業費補助金は、県費 10 分の 10

で行われる経営所得安定対策の推進に係る事務費の補助で、県からの配分額の確定による減額補正であります。水稻生産継続支援補助金は、事業費の確定により、減額補正をお願いするものです。５目の農業近代化対策費、２０節の貸付金の優良種苗導入資金貸付金は、農協に貸付し、農協から花き生産部会に対して、グラジオラス、アルストロメリア等の球根導入資金として貸付けを行っているもので、今年度は貸付金の申込みがなかったことから、減額補正をお願いするものです。７目農地費、１２節委託費かんがい排水及び農道整備実施設計委託料、１つおきまして１４節工事請負費かんがい排水及び農道整備工事費は、農道整備工事において用地交渉が難航し、今年度の実施を取りやめることに伴う当該予算額の減額補正をお願いするものです。１８節負担金補助及び交付金の負担金経営体育成基盤整備事業負担金は、木田余地区の農業水利施設整備を実施する事業において、国との協議等が想定より遅延したため、今年度予算の執行が見込めないことに伴う当該予算額の減額補正をするものです。３６ページをお願いします。交付金多面的機能支払い交付金は、今年度交付決定された交付金額のうちの一部が申請額の約７０ヘクタールの交付額であったことから、配当予算残額が発生したため、当該交付金を減額補正するものです。２２節償還金利子及び割引料の多面的機能支払い交付金返還金は、交付金の返還が生じなかったことに伴う当該予算額の減額補正をするものです。農林水産課は、以上となります。

○沼尻商工観光課長 つづきまして、商工観光課です。第６款商工費、２目商工業振興費における補助金の減額補正です。記載の２件、まず自治金融制度利子補給金は、本市において、自治金融制度を利用される企業に対して年利１ヘクタールの利子分を３年間補給しておりますが、ここ数年は利用数が減少しておりまして、当初見込みより、９６１万円を減額するものでございます。その下、運送事業者補助金の減額補正は、燃料費高騰のダメージを受けた運送事業者に対する補助金の支給額が確定しましたので、清算による８６８万円の減額でございます。２段目の５目観光費では、コロナ感染症対策事業として、サーマルカメラ、空気清浄機を購入しまして、その残額２２万５千４００円の減額補正でございます。商工観光課は、以上です。

○浅岡道路管理課長 道路建設課でございます。同じく３８ページでございます。５目常名虫掛線街路事業費の１２節、委託料でございます。今年度の事業を、県道の移管手続や圃場整備事業の進捗に合わせて進めていく予定

でございましたが、県道の移管手続が遅延していることなどから、用地測量を発注できないため、用地測量相当額の委託料及び入札差金による設計委託料などを減額補正するものでございます。同じく 14 節、工事請負費は、県道の移管手続が完了した後の修繕工事などが生じた際に対応するため、予算を措置しておりましたが、先ほども御説明いたしましたとおり、県道の移管手続が遅延していることに伴う減額補正でございます。つづきまして、6 目田村沖宿線延伸道路整備事業費の 14 節、工事委託費は、土浦警察署から路面標示などの要望があった場合に対応するため、予算を措置しておりましたが、これまで工事がなかったことに伴う減額補正でございます。同じく 16 節、公有財産購入費及び 21 節、補償補填及び賠償金は、国の交付金が予算額より減額して確定したことにより、それに対する事業費相当額を減額補正するものでございます。つづきまして、7 目荒川沖木田余線街路事業費の 12 節、委託料は、Ⅱ期事業区間における用地測量委託料などでございます。入札差金や、工区分けの減少等による経費の削減などに伴う減額補正でございます。同じく 14 節、工事請負費は、Ⅰ期事業区間における付帯工事費などでございます。流域下水道事務所前交差点付近での仮設ガードレール設置などを想定しておりましたが、本線の道路改良舗装工事の繰越に伴う減額補正でございます。つづきまして、8 目木田余神立線街路事業費の 11 節、役務費は、鑑定料でございます。物件所有者と交渉できず、当初予定していた物件補償算定及び物件補償の再算定ができなかったことに伴う減額補正でございます。同じく 14 節の工事請負費は、補償物件の撤去が完了していないことに伴う減額補正でございます。1 枚おめくりいただき、39 ページをお願いいたします。同じく 16 節、公有財産購入費は、交渉が難航した地権者がおりましたことから、当初予定と別の契約を行ったことによる減額補正でございます。同じく 21 節、補償補填及び賠償金は、物件補償算定の結果、予算額を大きく下回ったことに伴う減額補正でございます。道路建設課は以上でございます。

○**滝田下水道課長** 都市計画課でございます。ひきつづき、37 ページをお願いいたします。4 項都市計画費の 1 目都市計画総務費につきまして、説明をさせていただきます。12 節委託料について、でございますが、都市計画マスタープラン策定（見直し）委託料ほか 2 件につきましては、いずれも入札差額分につきまして、減額を行うものでございます。18 節負担金補助

及び交付金のうち、補助金について、でございますが、協働のまちづくりファンド事業及び地域交通関連事業者運行継続緊急支援金につきましては、いずれも事業費の確定に伴います減額を行うものでございます。24節積立金につきましては、協働のまちづくり基金の預金利息額確定に伴います増となっております。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。38ページをお願いします。3目建築指導費12節委託料説明欄に記載してあります大規模盛土造成地調査委託は、事業費確定により、減額補正を行うものであります。18節負担金補助及び交付金説明欄に記載してあります既存建築物耐震改修費補助金は、応募者がなかったこと、その下に記載してありますブロック塀等安全対策費補助金も既定の応募人数に達しなかったことによる減額補正であります。建築指導課からは以上であります。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。同じく38ページでございます。5目常名虫掛線街路事業費の12節、委託料でございます。今年度の事業を、県道の移管手続や圃場整備事業の進捗にあわせて進めていく予定でございましたが、県道の移管手続が遅延していることなどから、用地測量を発注できないため、用地測量相当額の委託料及び入札差金による設計委託料などを減額補正するものでございます。同じく14節、工事請負費は、県道の移管手続が完了した後の修繕工事などが生じた際に対応するため、予算を措置しておりましたが、先ほども御説明いたしましたとおり、県道の移管手続が遅延していることに伴う減額補正でございます。つづきまして、6目、田村沖宿線延伸道路整備事業費の14節工事委請負費は、土浦警察署から路面標示などの要望があった場合に対応するため、予算を措置しておりましたが、これまで工事がなかったことに伴う減額補正でございます。同じく16節、公有財産購入費及び21節、補償補填及び賠償金は、国の交付金が予算額より減額して確定したことにより、それに対する事業費相当額を減額補正するものでございます。つづきまして、7目、荒川沖木田余線街路事業費の12節委託料は、Ⅱ期事業区間における用地測量委託料などでございます。入札差金や、工区分けの減少等による経費の削減などに伴う減額補正でございます。同じく14節、工事請負費は、Ⅰ期事業区間における付帯工事費などでございます。流域下水道事務所前交差点付近での仮設ガードレール設置

などを想定しておりましたが、本線の道路改良舗装工事の繰越に伴う減額補正でございます。つづきまして、８目、木田余神立線街路事業費の１１節、役務費は、鑑定料でございます。物件所有者と交渉できず、当初予定していた物件補償算定及び物件補償の再算定ができなかったことに伴う減額補正でございます。同じく１４節工事請負費は、補償物件の撤去が完了していないことに伴う減額補正でございます。１枚おめくりいただき、３９ページをお願いいたします。同じく１６節公有財産購入費は、交渉が難航した地権者がおりましたことから、当初予定と別の契約を行ったことによる減額補正でございます。同じく２１節、補償補填及び賠償金は、物件補償算定の結果、予算額を大きく下回ったことに伴う減額補正でございます。道路建設課は以上でございます。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。１３目開発費１４節工事請負費りんりんポートのトイレ改修工事及び１８節負担金補助及び交付金、まちなか住宅転用補助金につきましては、今年度の実績等に基づき、減額補正をお願いするものでございます。説明は以上です。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。少しページをお戻りいただきまして、８ページをお願いします。第３表繰越明許費です。上から４項目５款、１項農業費の担い手確保及び農地集積化事業でございますが、新型コロナなど世界情勢の影響により、農業機械用エンジンの半導体が不足しており、機械メーカーの製造工程に遅延が生じ、事業対象機械の一部について年度内の納品が見込めなくなったことから、繰越しをお願いするものです。説明は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。同じく資料の８ページの繰越明許費でございます。７款土木費の２項道路橋梁費につきましては、道路維持補修事業から道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）までの４事業でございます。いずれも、年度内の完了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。道路建設課は以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。こちら、地権者の同意を得ることができなかったことから、繰越しを予定するものでございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ひきつづき、８ページの４項都市計画費のうち、自転車ネットワーク整備事業及びスマートインターチェンジ整備事業につきましては、いずれも、関係機関等との協議・調整に

日数を要しましたことから、繰越しをお願いするものでございます。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。4項都市計画費でございます。表の3段目、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業は、現況測量を伴いますことから、住民との調整に日数がかかり、繰越しをお願いするものです。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。同じく資料の8ページ、常名虫掛線街路事業から木田余神立線街路事業（Ⅱ期）までの5事業でございます。いずれも、年度内の完了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。道路建設課は、以上でございます。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。表の一番下、霞ヶ浦総合公園修繕事業につきましては、テニスコートのキューピクル部品の半導体不足から年度内の納品が間に合わないことから、繰越しをお願いするものです。私からは以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

（全員挙手）

○平石委員長 全員賛成と認めます。つづいて、議案第37号令和4年度土浦市一般会計補正予算（第16回）について、執行部から説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。令和4年度一般会計補正予算（第16回）、歳出の御説明をさせていただきますので議案書の84ページを御準備ください。6款商工費、5目観光費、補助金の補正でございます。土浦市産業文化事業団におきまして、亀城プラザに勤務していた職員が退職することになりましたので、事業団への本部運営補助金に、退職金分629万7,000円を増額補正するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、私から1点よろしいですか。黒須課長、説明のあつ

た動画は完成したのですか。

○黒須農林水産課長 動画の作成はまだで、3月いっぱいの工期となっております。

○平石委員長 分かりました。完成したら、Y o u t u b eで見られるのですね。では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。

(午後1時46分休憩)

(午後1時48分再開)

○平石委員長 つづいて、議案第37号令和4年度土浦市一般会計補正予算(第16回)について、執行部から説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。令和4年度一般会計補正予算(第16回)、歳出の御説明をさせていただきますので議案書の84ページを御準備ください。6款商工費、5目観光費、補助金の補正でございます。土浦市産業文化事業団におきまして、亀城プラザに勤務していた職員が退職することになりましたので、事業団への本部運営補助金に、退職金分629万7,000円を増額補正するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。委員長報告書については、取りまとめさせていただきます。そのほか、委員の方からは、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 お疲れさまでございました。以上で産業建設分科会を閉会します。